

令和 7 年 12 月 9 日

◆西村くにご委員

公明党の西村でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、まず、先日記者発表がありました県庁版社内ベンチャー制度における使用済み紙おむつのリサイクル推進事業について伺ってきたいというふうに思います。

この使用済み紙おむつのリサイクル推進事業を提案された職員の方は、思いがとおりで御提案されたのかなと思いますが、回答できる範囲で結構ですので、その思いを教えてください。

◎企業連携・SDGs 推進担当課長

提案職員の思いですが、これまで廃棄物の収集員が熱心に普及啓発に取り組む姿ですとか、保護者が保育所からおむつをわざわざ持ち帰る姿を目の当たりにしてきたことが契機となったそうです。使用済み紙おむつは、今後、高齢化に伴ってさらなる増加が見込まれ、また、水分が多く焼却炉への負担も大きいことから、リサイクル体制の構築が課題となっています。そこで、子育て支援や介護支援につながるおむつのリサイクルを県内に広め、子供たちによりよい社会を残したい、そういう強い思いを持っていました。そうした中で、県庁版社内ベンチャー制度の募集を知り、この事業を提案したと伺っています。

◆西村くにご委員

提案するのは、やはりパワーと必要だと思うんですが、1 回だけ言わせておいてください。これは、ご連絡が記者発表で来たときに、職員もやって来ました。令和元年第 3 回定例会、令和 5 年第 1 回定例会、続けて私どもの会派から質問させていただいています。もちろん、そのときに受け取ったのは環境農政局かもしれない。でも、全く提案してきたことを、今回は職員の提案ですと言われると、議員としては切ない。一生懸命勉強して、一生懸命提案してきて、こんな扱いを受けるんだというのが最初の思いでした。ちなみに、質問をされてきた先生はその御不満は口にされませんでした。私は、これを見たときに、何を言っているんだというところからのスタートでした。それだけ、1 回だけ言わせていただいて、あとは、思いとしてずっと言ってきたことなので、これからは応援をさせていただきますので、よろしくお願いします。

さて、具体的にどのような実証を行っているのか内容を伺います。

◎企業連携・SDGs 推進担当課長

使用済み紙おむつのリサイクル推進事業では、保育所等を拠点とした使用済み紙おむつの回収効果などを検証するために、本年の 11 月 17 日から 12 月 12 日までの間で、葉山町や鹿児島県の大崎町で実証事業を行います。まず、葉山町では、県内の保育所等 9 か所に回収ボックスを設置しまして、施設を利用する家庭から出る子供の使用済み紙おむつを回収し、排出状況や排出量、回収にかかる時間や費用などの調査を行います。その後、回収した使用済み紙おむつの一部を鹿児島県大崎町にある一般廃棄物の中間処理施設に輸送し、ユニチャーム株式

会社の技術により紙おむつの原料となる再生パルプ等へのリサイクルの商用実証に使用します。これが水平リサイクルと呼ばれているものです。さらに、水平リサイクル技術により再生した紙おむつ商品を保育所で実際に使用してもらうことで、水平リサイクルについての周知啓発も行っていきます。

◆西村くにご委員

なぜ今回、葉山町と連携することになったのか教えてください。

◎企業連携・SDGs推進担当課長

委員御指摘のとおり、提案職員も、市町村と連携しなければこの実証事業を実施することは困難であると考えていました。そこで、紙おむつのリサイクルに関する取組について新聞報道などで取り上げられていた県内の市町村に対して実証事業の協力を打診したところ、葉山町から御協力を頂けることとなり、今回の実証につなげることができました。

◆西村くにご委員

実証に当たって、特に調整に苦労したようなことを教えていただけると。

◎企業連携・SDGs推進担当課長

実証に当たっては、提案者や関係者は様々な苦労を重ねて調整をしています。が、困難であった事例を一つ紹介させていただきます。

今回の実証は県が中心となって実施していますが、一般廃棄物の処理は市町村の役割です。そのため、処分責任者でない県が主体となった実証事業として、鹿児島に移送して処理してよいのかという課題が発生しました。そこで、県の所管課とも相談して、県が委託者、葉山町が処分責任者、運搬事業者が運搬受託者という役割を明確にした上で、処分責任者である葉山町が鹿児島県大崎町に一般廃棄物の搬入許可を得ることで実証に進むことができました。市町村の役割とされている事業について、県が主体となって実証を行うことの難しさを実感したところです。

◆西村くにご委員

実証の結果をどのように活用していこうというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

◎企業連携・SDGs推進担当課長

今回の実証結果については、一般廃棄物の処分責任者である市町村に共有をして、各市町村での検討材料として活用していただきたいと思います。実証事業は12月12日、今週金曜日に終了しますが、その後、排出状況や排出量、回収にかかる時間や費用などを取りまとめる予定です。取りまとめた結果については、環境農政局に共有をした上で、市町村会議等を通じて共有を図りたいと考えております。その際、今回の実証で得られた知見ですとか民間企業などのネットワークを生かしていきたいと考えています。

◆西村くにご委員

前定例会でもベンチャー制度、質問させていただいたり、それから、報道でも廃止した水道施設を活用した陸上養殖とかいろいろありましたが、次の提案となる第2期の取組についてはどういった状況なのか、答えられる範囲で。

◎企業連携・SDGs推進担当課長

県庁版社内ベンチャー制度ですが、検証後の事業化に向けて、できるだけ早く実証の実施や効果の検証を行いたいと考えています。初めての取組であった第1期については、4月下旬に事業の採択を行ったことから、実証の開始が5月下旬以降となりました。第2期については、年度内に採択をして、4月から採択事業の実証に取り組むことができるよう準備を進めていきたいと考えています。

◆西村くにご委員

これからの予定というのを語っていただきましたけど、振り返って、この県庁版社内ベンチャー制度が始まって約1年が経過したというところで、現段階で見えてきた成果とか今後期待することなどを最後に伺いたいと思います。

◎企業連携・SDGs推進担当課長

県庁版社内ベンチャー制度は、現在第1期の取組を進め、第2期の採択に向けた準備を進めているところですが、社会課題の解決と職員の人材育成の観点から成果が見えてきました。

まず、社会課題の解決の観点からは、ふだんの県の業務を超えて民間企業と連携した取組を進められていること、市町村と県以外の役割とされている取組についても実証事業として課題解決に取り組むことができること、このように、社会課題の解決に向けて新たなアプローチが見えてきたことが成果だと考えています。

職員の人材育成の観点からは、配属先の所属にかかわらず、提案者が自ら連携する市町村や企業等との調整を経験できること、予算執行などの業務に触れたことのない職員が経験をできることなどの成果が見えてきています。さらに、退職を考えていたところ、この県庁版社内ベンチャー制度に応募することで考え直すこととした、そういった声もありました。職員のエンゲージメント向上の点からも効果があると実感しました。

今後は、こうした成果を積み重ねて社会課題の解決を図るとともに、職員の能力や意識の向上を図り、自らの所属の課題だけではなく、幅広い視点から政策を議論し、実行することができるような県庁風土を一層広げ、県庁全体でこの制度を進めていくことを期待しています。

◆西村くにご委員

要望を申し上げます。

高齢化社会が進む中で、紙おむつの排出量は増加をしていきます。その処理が大きな問題となってくることは明白なわけですが、国からは、使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインが示されているものの、ほとんどの自治体でリサイクルは行われていません。焼却されているのが現状です。

一方で、このガイドラインのアンケート調査では、22%の市区町村が今後使用

済み紙おむつの再生利用等に取り組みたいと示しています。また、令和6年8月2日に閣議決定された第5次循環型社会形成推進基本計画では、2030年度までに使用済み紙おむつの再生利用の実施、検討を行った自治体総数を150自治体とし、国、地方公共団体、国民、NPO、NGO、事業者等の多様な主体が互いに連携、協働する循環型社会の形成に取り組む必要があるという目標を示しています。リサイクルに取り組みたいとする自治体が存在し、国からも目標が示されているのですから、やっていかなきゃいけないわけなんですけど、市町村単独で実施するには、財政的にも仕組みを構築するに当たっても、現段階では自治体への大きな負担となることは容易に想像ができます。今回の取組が、使用済み紙おむつのリサイクルを安定的に、そしてまた早期に実装できるような参考事例となることを期待し、しっかりと進めていただくよう要望をいたします。

次に、リニューアルした川崎県税事務所について伺わせていただきたいと思います。

内覧会には委員長もお運びを頂きまして、ありがとうございました。

まず初めに、新しい庁舎の概要について確認をさせていただきます。

◎総務局管理担当課長

新たな庁舎ですが、川崎区富士見にある川崎合同庁舎の跡地に川崎県税事務所の単独庁舎として整備したもので、鉄骨造地上3階建てで、延べ床面積は約2,000平米となっております。大きな特徴といたしましては、脱炭素化のモデルとなるよう、県有施設としては初となる最高ランクのネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング、いわゆるフルZEBを導入するなど、環境性能に優れた建物となっております。新たな庁舎に入庁する川崎県税事務所は、これまでと変わらず川崎区と幸区の2区の県税の賦課徴収を所管する事務所として、5課体制、約50名の職員で業務に当たってまいります。

◆西村くにご委員

昔の川崎合同庁舎はエレベーターがなかったんですが、新たな庁舎のバリアフリー化の状況について伺います。

◎総務局管理担当課長

新たな庁舎では、高齢者や障害のある方など、誰もが安心して快適に施設を利用できるよう、バリアフリー化を図っています。具体的には、円滑に移動ができるよう、車椅子の使用に対応した駐車場やスロープ、エレベーター等を設置するとともに、安心して施設を利用できるようユニバーサルシートを備えたバリアフリースイートや授乳室などを整備しています。そのほか、視覚障害のある方のための誘導ブロックや点字表示のある案内板の設置、聴覚障害のある方のための文字表示による窓口呼出し装置の設置など、様々な配慮を行っているところであります。

◆西村くにご委員

私も拝見したんですが、正面玄関を入るところもスロープになっていたりして、車椅子の方が使いやすいなと思ったのはよかったんだけど、前面の道路と歩道部分に段差があって、車椅子で上がれないところにスロープがある形に

なっていました。車椅子使用者のアプローチについてどのように考えているのでしょうか。

◎施設整備担当部長

車椅子使用者については、バリアフリー条例を所管する川崎市と協議を行い、専用の駐車区画からのアプローチのほか、敷地周辺からは横断歩道のある敷地北西部の交差点より歩道部分を通してアプローチしていただくこととしています。なお、メイン玄関周辺の歩道部分については、横断歩道がないため、市の道路部局と協議の上、安全確保のため、あえて道路面と段差を設け、歩行者による道路の横断を防ぐようにしております。

◆西村くにご委員

バス停から降りると、一回横断歩道を渡って歩道を行って、もう一回横断歩道を渡って戻るという構造になっているのですが、若干残念なんですけど、急に町並みを変えろということはできないと思いますので、今後また、何かしら建て替えとか、そういう周りのビルがあるようでしたら、連携をぜひ取っていただきたいと思います。

もう一つ、授乳室を設けてくださったんですね。ところが、残念ながら、神奈川県が推進してくださっている搾乳マークがついておりませんでした。つけるように指摘をその場でさせていただきましたが、その後どうになりましたでしょうか。

◎施設整備担当部長

授乳室の搾乳マークにつきましては、供用開始前に準備作業を行う中で設置いたしました。また、その際に、利用者の方がより授乳室を利用しやすくするように、説明文も併せて掲示いたしました。具体には、当事務所には女性の職員が多く、半数以上を占めていることも踏まえ、授乳室では授乳やおむつのほか搾乳もできること、また、職員が使用することがある旨をお知らせしております。

◆西村くにご委員

国交省のユニバーサルガイドラインにも神奈川県の事例で載っているわけですから、神奈川県の施設として、ぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

次に、脱炭素の観点から、新たな庁舎の大きな特徴として、県有施設としては初となるフル

Z E B、御説明がありましたが、具体的にどういったものなのか、改めて確認させていただきます。

◎施設整備担当部長

フルZ E Bでございますが、省エネと創エネによりまして、正味のエネルギー消費量をこれまでの建物と比べて 100%以上削減できる建物に与えられる呼称でございます。新たな庁舎は、可能な限りの省エネと創エネを図ることにより、消費量を 106%削減する仕様となっております。具体的には、省エネ対策として、外壁の断熱性を高めるとともに、遮熱・断熱性能の高い窓ガラスやLED照明、

高効率な空調設備を導入するなど、様々な工夫を行っています。また、創エネの取組として、1日最大で約500キロワットアワーの発電能力を有する太陽光パネル180枚を設置し、省エネ対策と併せてフルZEBを達成しています。

◆西村くにご委員

私も実際に屋上に上がりました。屋根一面に太陽光パネルがあって、この庁舎については、太陽光パネルがあるので、万が一、災害時にも電気が使えるという理解でいいんですかね。

◎施設整備担当部長

この庁舎は、災害等による停電時におきましても、日射のある間は、照明やコンセントなど、最低限必要な設備について、太陽光パネルで発電した電力が使える仕様となっています。なお、故障等によりまして太陽光パネルの電力が使えなくても停電時に必要最低限の電気が賄えるよう、蓄電池も設置しております。

◆西村くにご委員

そこで質問というか、お願いというか、秘匿性の高い施設であるということは十分承知をしております。セキュリティーの関係も難しいとは思いますが、せっかく電力を作れるのであれば、万が一の災害時には、近隣住民の方々がスマートフォンとか携帯電話の充電ができるようにするなど、太陽光発電の設備を有効活用することはできないでしょうか。

◎総務局管理担当課長

災害が発生した場合、情報の収集や御家族との連絡を携帯電話で行うことが一般的である中で、停電時における携帯電話の充電に不安を感じられる方は多いと思っております。発電した電力を充電に使うことができれば、多くの方の安心につながる有効な方法だとも考えてございます。その一方で、御指摘のとおり、県税事務所が保有する税務情報は秘匿性の高い情報であるため、多くの県民の方々が来所した場合であっても、庁舎、また情報のセキュリティーをしっかりと確保しなければならないなどの課題もあるところでございます。そのため、災害発生時における携帯電話の充電利用などにつきましては、こうした課題を踏まえて、どのような形で対応できるのか、今後しっかりと検討してまいります。

◆西村くにご委員

富士見の地域っていろいろな施設がありまして、お隣に大きな体育館がある。だから、万が一、大きな災害が発災したら、たくさんの方が逃げてこられることが想定できる。でも、そこで携帯電話とかスマホの充電が十二分にできるかというとなかなか難しい、協力する施設があってくれたらなというふうに思うんです。竣工式のときにも地元の町内会の方がお見えでした。これから県の施設ができますのでどうぞよろしく願いしますと言いましたけど、税金の事務所って結構敷居が高いというか、そんなに親しまれるタイプの施設ではないんだろうなと、便利ではあるだろうけど。だったら、県のほうが努力をして、地域の方々にもっとこの施設があってよかったなと思える、一つでも二つでも要素を広げていくということは重要だと思います。なかなか調整は難しいと思いますが、災

害時には私たちに何かしらの御協力ができますということをうたっていただけますように御努力をよろしくお願いいたします。

次に、今回の一般質問で、我が会派の藤井議員から、難病により就労困難な方の県職員としての任用について伺いました。少し掘り下げたいというふうに思うんですが、指定難病の種類、難病に指定されている患者の方は全国にどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

◎人事課長

障害者総合支援法に基づき、一定の障害福祉サービスの対象となる難病は、令和7年8月1日現在で376疾病ございます。また、患者数につきましては、国が実施した調査における推計値では、全国でおよそ126万人、そのうち18歳から64歳までの人数はおよそ47万人とされてございます。

◆西村くにご委員

そのうちどのくらいの方が障害者手帳を所持していらっしゃいますか。

◎人事課長

同じ国調査における推計では、今申し上げた18歳から64歳までの47万人のうち、およそ27万人の方が障害者手帳所持者とされてございます。したがって、障害者雇用率の算定に含まれない方が約20万人ほどいるという推計と考えてございます。

◆西村くにご委員

つまり、とても多くの方が障害者雇用率の算定の対象に含まれないということなんですが、総務局長からの答弁では、全ての難病患者を対象とすると障害者等に比べ行き過ぎた優遇となってしまうといった意見もあるということでした。国では、難病患者の障害者雇用率への算入に向けてどのような議論となっているのでしょうか。

◎人事課長

国が設置した今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会では、難病患者は対象疾病により現れる症状や社会生活等の制限は多様であり、難病患者の全てを平均すれば、必ずしも就労困難性が高くないと指摘してございます。一方で、障害者手帳を申請したけれども身体障害者福祉法の基準等に照らして不認定となった場合であっても、手帳所持者と同等以上の就労困難性を有している方は多いという指摘も併せてされております。そうしたことを踏まえ、疲れやすさや体調の不安定性等による仕事内容や働き方の制約、通勤の困難性などについて、対象範囲の公正、一律性が確保できるよう、個別の就労困難性の判定基準を検討していく必要があるといった議論が行われていると承知してございます。

◆西村くにご委員

算定基準の必要性は理解しましたが、県が今年3月に策定した第2期障害者活躍推進計画が、難病患者等も対象に、病状等に応じて勤務時間をより柔軟にす

るなど多様な職員採用を検討するとされています。県としてどのような採用ができると考えていらっしゃるでしょうか。

◎人事課長

国による判断基準が定められれば、その基準に基づく証明書などの提示を頂ければ、様々な採用が可能になると考えております。まず、現在実施している障害者手帳所持者を対象とした採用選考と同様に、フルタイムでの常勤職員の採用が可能と考えています。また、29 時間などの非常勤職員としての採用についても、症状の程度や特性に応じて、短時間での勤務ですとかフルリモートワークなどの柔軟な働き方も検討できるのではないかと考えております。

◆西村くにご委員

県が採用を始めれば、民間へのアピール効果も期待できると考えます。患者本人や御家族の心情を踏まえると、できるだけ早期の県職員としての採用をしていただきたいと思いますのですが、現在の検討状況はどうでしょう。

◎人事課長

採用に当たっては、国の研究会でも指摘されているとおり、公正、一律性を確保するための判断基準が重要と考えております。そうした研究会においても就労困難性の一律の判定は難しいのではないかという意見がある一方で、難病認定では認証基準が設定されていて、十分その基準をつくることはできるのではないかという意見、様々あるところでございます。そういった中、令和 9 年にも関連法の改正を目指すとの一部報道もありますので、こういった国の動向も注視しながら、早い時期の採用に向けて検討を進めていければと考えております。

◆西村くにご委員

要望を申し上げます。

様々な課題があるために、国の基準づくりが待たれるところを理解いたしました。今回の検討がきっかけとなって、社会参画したいと思う難病の方の光になればいいというふうに考えます。国の動きをしっかりと注視し、県としても取組を進めてくださいますようお願いをして質問を終わります。